

第8期地域密着型サービスの整備について（案）

第8期における地域密着型サービスの整備目標（案）

中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けるために「在宅生活を支えるサービス」と「在宅生活が困難になった時の受け皿となるサービス」の両面で整備を進めます。訪問看護等の医療サービスが一体になっているサービス種別は、医療介護連携の拠点としての役割が期待されます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

→南部圏域、西部圏域、北東部圏域で2箇所【第8期整備目標】

●第7期で1箇所（中部圏域）整備済み。

看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護

→中部圏域、西部圏域、北東部圏域で1箇所【第8期整備目標】

●第7期で看護小規模多機能型居宅介護1箇所（南部圏域）整備済み。

地域密着型介護老人福祉施設又は認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

→市内全域で1箇所【第8期整備目標】

●第7期でグループホーム1箇所（南部圏域）整備済み。

【実施方法】

第7期と同様に、事業者の質を確保するため公募により事業者を選定します。また、整備にあたっては都財源による補助金の活用を可とし事業者の誘致を図ります。